

第二項に就ては目下調査の歩を進めてゐるので其結果諸君の意志を加味した改正を行ふこ

第三項に就ては諸君の要求に俟つまでもなく自分として改
正の必要ある事を自覺してゐるから勿論改正を行ふこの
事であつた

茲に於て我等は第二、三項に對しては課長として改正の意志ある事を確信したと同時に第一項は其方法如何によれば可能性のある暗示を得たので其後の交渉には種々其方法を換へ課長今田庶務係長と再三再四會見交渉を繼續したのである。

然るに當局は其後の交渉に於て言を左右に托して、之が具体的方法即ち如何なる方法にて何日頃より實行すべきかと云ふ誠意ある回答なす此問題をして殆んど、
五里霧中の内に葬らんとしたのである。

吾等は餘日ある此の交渉中に於て今少し明確なる回答と意義ある交渉をなしたかつたのであるが時恰も大阪交通市電従業員兩組合の解体問題あり、交通總聯盟確立問題ありて之等の會合協議等の爲に不得止が交渉をして遲滞せしめたのであるが此等重大問題の解決後の今日本部として之の要求三項實現に就き全力を傾注することとした。

此の意氣を持つ交渉委員は去る七月九日課長に會見を申込み最後の回答を受くることとした其時課長の曰く

第一項は最初御斷りした如く不可能である

第二項に付ては以前より調査を進め参考書も澤山出來てゐる
ので改正の意志はあるが全然諸君の要求通り改正は不可
能であらう

第二項に付ては諸君の要求とする改正方に付ては考慮してゐ
ないが人情味のある酌量的なものにしたい

此の課長の言質よりして全然第一項は駄目であり第二、三項に就ても多少の改正意志ありとも、それは當局の當然改正の必要に迫られたる箇所の一部改正に止まるものであつて吾等の意志のある所が考慮せられてゐない事が明瞭なるものである、故にかゝる交渉にては到底其目的貫徹の容易ならざるを痛感し、此上は今少し意義ある交渉方法により
最高管理者である局長に會見交渉する事としたのである。

當日(九日)早速局長に會見を申込んだのであるが事務多忙の故を以て會見期日を定めて通
知せらるゝこの事にて、吾等代表者は一度引上げた、其後二度計り會見を申込みしも 所用
を理田の下に 會見を避けたのである。其後種々の事情の下に 局長代理として

庶務課長高見元市氏が七月二十八日午前十時四ツ橋運輸事務所にて木村運輸課長今
田庶務係長立會の上會見する事となつた。

二十八日午前十時二十分四ツ橋にて右記の諸氏と我等代表(本部員全部)の會見の結果、高
見氏(局長代理)の手許まで歎願書を提出したのである氏は局長に申達すべく之を受理せられた
此の上は誠意ある局長の回答を俟つのみである、之が當局の處置如何によつて
は我等としても充分考慮を拂はなければならぬ。言ふ迄もなく我々の要求は我等の正義の叫
びなりとはいへ、其貫徹は只全従業員の強大なる結束の力に俟つのみである。

故に我等従業員は大いに其の 輿論を喚起し協力一致以て我等が目的の
貫徹を期せなければならぬ。

裏面に歎願書の内容を附記して諸君の参考に資す。

日本交通労働總聯盟

大阪市電従業員自助會